

入札説明書

道路改良工事

( 2 6 0 1 0 5 4 )

令和 8 年 1 0 月

五 條 市

# 入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札（事後審査型）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

（１）建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定又は第15条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」といいます。）の建設業の許可を受けている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（３）入札書の提出の日から開札日までの期間に、五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止等」といいます。）を受けていないこと。

（４）入札公告第2に「この工事の入札に係る設計業務の受託者」が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

（５）会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（６）平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（７）平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（８）建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項

審査」といいます。)について、総合評定値通知書の有効期限が開札日までであること。

- (9) 登録業種工事の元請実績を有する者であること。ただし、建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限ります。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札システムにおいて、入札書の提出、開札、(くじによる)落札候補者の決定、落札者の決定を行う入札であり、電子入札システムにより入札書の提出ができない場合は、原則入札に参加できません。
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。

## 3 競争入札参加資格確認申請書等の提出

開札後、落札候補者は、市長が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を下記により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

### (1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 「競争入札参加資格確認申請書(様式1)」

イ 「設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面(様式2)」

※ 入札公告第2の4に掲げる設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日を様式2に記載してください。また、総合評定値通知書の写し(有効期限内にある直近のもの)を添付してください。

ウ 「配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(様式3)」

※ 入札公告第2の5に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式3に記載してください。また、技術者の資格を証する書面(の写し)及び3か月以上の雇用関係を証明する書類(雇用証明書、賃金台帳又は出勤簿等)を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し(裏面含む)及び監理技術者講習修了証の写し(監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合は添付は不要です。)を添付してください。

エ 「現場代理人報告書(様式S8)」

※ 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類(雇用証明書、賃金台帳又は出勤簿等)を添付してください。

オ 建設業許可証明書の写し

- (2) 提出部数 各1部

- (3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

※ 期限までに提出されない場合は、失格となります。

※ 次順位者以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限は、別途指示します。

(4) 提出方法 持参により提出してください。

(5) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

#### 4 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合は、失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として、競争入札参加資格の確認を実施します。

#### 5 入札の手続き等

(1) 入札書は、工事費内訳書を記載、添付の上、電子入札システムにより提出してください。

(2) くじをする場合に使用するくじ番号を電子入札システムにより提出してください。

(3) 入札書等は、電子入札システムにより入札書受付票が発行されたことをもって提出されたものとしします。

(4) 一度電子入札システムにより提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（千円止め）を入札書に記載してください。

#### 6 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者としします。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはありません。「くじ」は、電子入札システムにより行います。

(3) 開札後、落札者の決定については一時保留し、競争入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し入札結果を電子入札システムにより通知します。

#### 7 工事費内訳書に関する事項

(1) 工事費内訳書は、「住所」、「会社名」、「代表名」、「工事名」及び「工事場所」を記載することが必要です。また、添付もれの場合は失格となります。

(2) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 工事費内訳書の提出をしない場合

イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の合計欄に記載された額とが異なっている場合

ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

## 8 技術者の配置

落札者は3の(1)のウで定める資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置するものとします。

工事の施工にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りします。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

(1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(2) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

(3) 五條市契約規則（昭和39年4月5日五條市規則第4号）第10条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札

(4) 本市により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止等を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(5) 電子証明書を不正に使用した入札

(6) 電子証明書を不正に使用した者の行った入札

## 10 その他

(1) 契約書作成の可否等

要します。落札者は、五條市契約規則（昭和39年4月規則第4号）第19条第1項の規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

(2) 技術者のコリンズ登録

要します。

契約締結後10日以内に「登録内容確認書」の写しを工事担当課に提出してください。

(3) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関する問い合わせ先

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

電話（0570-021-777）

受付時間 平日午前9時から午後0時及び午後1時から午後5時30分まで

# 1 1 配置予定技術者の資格要件

別表 1

| 工事業種 | 配置技術者の資格（いずれかに該当すること）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土木工事 | <p>①土木工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者</p> <p>②土木工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者のうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称する者</p> <p>③土木工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者</p> <p>④土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木</p> |

|  |                                                                                                                              |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 』とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)に合格した者<br>⑧これらと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と国土交通大臣が認める者 |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※「１０年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、対応する工事業種に関して延べ１２０か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ１２０か月以上の工事経験が必要になります。